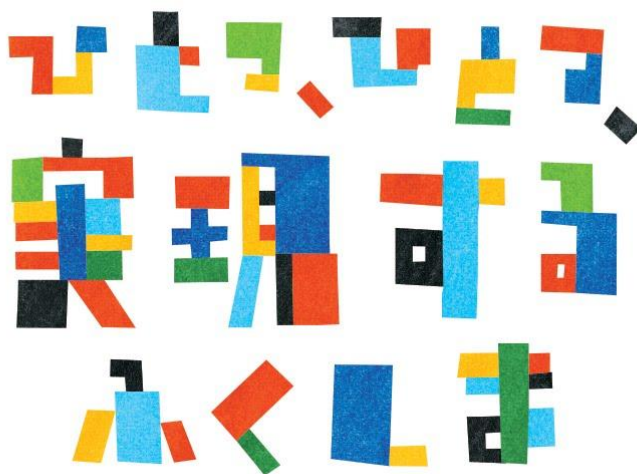


# ワクチン・検査パッケージ について

## 福島県 県民割

北海道・青森県・岩手県・宮城県・  
秋田県・山形県・茨城県・栃木県・  
群馬県・新潟県内在住者向け

Ver.1.2:2022年4月28日



公益財団法人 福島県観光物産交流協会

# 県民割における接種済証明書等の確認について

政府の方針に則り、「福島県 県民割」をご利用の際は、**現住所を確認できる身分証明書とともに**、原則として、下記いずれかの提示が必要です。

- 「**新型コロナワクチンの接種済証明書**」
- 「**PCR検査等の陰性証明書(検査結果通知書)**」

## ＜ワクチン接種済証明書＞

ワクチン接種済証明書とは..

- 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- 新型コロナウイルスワクチン接種記録書
- 新型コロナウイルスワクチン接種証明書が該当します。

(見本) 予防接種済証

接種済		診察したが接種できない場合		新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(国印) Certificate of Vaccination for COVID-19	
※ 種 別 2 : ワクチン接種	1 : 回目	※ 種 別 1 : 予防のみ	1 : 回目	1 回目	接種年月日 2021年 月 日
県民割 健康番号市区町村 123456	健康番号 2100045662	県民割 健康番号市区町村 123456	健康番号 2100045662	接種場所	メーカー/Lot 番号 (シール貼付け)
氏名 姓 姓平	氏名 姓 姓平	氏名 姓 姓平	氏名 姓 姓平	2 回目	接種年月日 2021年 月 日
211234562100045662	111234562100045662	211234562100045662	111234562100045662	接種場所	メーカー/Lot 番号 (シール貼付け)
※ 種 別 2 : ワクチン接種	2 : 回目	※ 種 別 1 : 予防のみ	2 : 回目	接種年月日	接種場所
県民割 健康番号市区町村 123456	健康番号 2100045662	県民割 健康番号市区町村 123456	健康番号 2100045662	2021年	メーカー/Lot 番号 (シール貼付け)
氏名 姓 姓平	氏名 姓 姓平	氏名 姓 姓平	氏名 姓 姓平	月 日	接種場所
221234562100045662	121234562100045662	221234562100045662	121234562100045662	接種年月日	接種場所
<p>接種を受ける方へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●シールは剥がさず、台紙ごと接種場所へお持ちください。</li> <li>●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。</li> </ul>					

## ＜接種済証明書の条件＞

- 3回目の接種日が確認できるもの**  
※数日間に渡る旅行や宿泊の場合は、旅行および宿泊の初日が基準となります。
- 本人であること(身分証明書等で確認)
- 3回目のワクチンシール**が貼られていること  
(予防接種済証または接種記録書の場合)

## こんな場合は？

- (Q) 4月1日に3回目のワクチンを接種した場合、いつから利用できるの？  
(A) 3回目のワクチン接種日から、県民割の利用が可能です。

## ＜PCR検査等の陰性証明書＞

PCR検査または抗原定量検査、または抗原定性検査における陰性証明(検査結果通知書)が必要です。

- 【注意】検査費用は自己負担**となります。  
**【注意】PCR検査および抗原定量検査の有効期間は3日間**(検体採取日+3日)、**抗原定性検査の有効期間は1日間**(検査日+1日)です。

## ＜陰性証明書の条件＞

- ①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限 が明記されていること
- 旅行開始日において、有効期限が過ぎているもの**
- 本人であること(身分証明書等で確認)  
※市販の検査薬の結果では上記が明記されていないものが多く、**県としては国・県が認められた検査機関の証明書のみ有効としています。**

## こんな場合は？

- (Q) 4月1日にPCR検査か抗原定量検査を受けた場合、いつまで本事業が利用できますか？  
(A) 4月4日(検体採取日+3日)まで本事業の利用が可能です。
- (Q) 4月1日に抗原定性検査を受けた場合、いつまで本事業が利用できますか？  
(A) 4月2日(検査日+1日)のみ本事業の利用が可能です。

## 検査はどこで受けられますか？

福島県ホームページにて無料検査場をご確認頂けます。

★福島県内無料検査場★

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/v-kpackage1.html>

# 福島県県民割ご利用の際の注意点

その① 福島県「県民割」ご利用時には、下記いずれか該当していることが条件となります。

- **ワクチン接種済**  
※3回目の接種を済ませていること
- **旅行開始日または宿泊開始日において有効期間内の陰性証明を持っていること**  
※PCR検査および抗原定量検査の有効期間は3日間(検体採取日+3日)  
※抗原定性検査の有効期間は1日間(検査日+1日)

ご予約の際は、確認書類としてどちらをご利用になるか、旅行会社または宿泊施設にお申し出ください。

その② 陰性証明(検査結果通知書)を利用する場合は、**PCR検査、または抗原定量検査、または抗原定性検査**が対象となります。

その③ チェックイン時に、旅行者全員の身分証明書とともに、**新型コロナワクチン接種済証明書、またはPCR検査等の検査結果通知書のいずれかを提示していただくことが必要**となります。

※12歳未満のお子様は一定条件を満たした場合、新型コロナワクチン接種済証明書やPCR検査などの検査結果通知書の提示が不要な場合がございます。  
よくある質問Q3をご覧ください。

その④ 確認書類の持参忘れ等により、当日までに接種済証明書または検査結果通知書を確認できない場合でも、**後日の提示は認められません。**  
その場合、**本事業をご利用になることはできません**のでご注意ください。

その⑤ 予防接種済証等をスマートフォンで撮影した画像等の提示も可能です。  
当日持参を忘れないように、  
● **事前に画像を撮影し、携帯電話に保存する**  
● **事前に写し(コピー)を取りお財布等に保管する** など準備しましょう。

その⑥ 持参忘れ等により、本事業が利用できず、ご予約の取り消しをされる場合、**所定の取消料が発生します**ので、ご注意ください。

「新しい旅のエチケット」をチェックしましょう！

- ①新しい旅の エチケット(全体編)  
<https://www.mlit.go.jp/common/001417841.pdf>
- ②新しい旅のエチケット(宿泊編)  
<https://www.mlit.go.jp/common/001417840.pdf>
- ③新しい旅のエチケット(交通編)  
<https://www.mlit.go.jp/common/001417834.pdf>
- ④新しい旅のエチケット(観光施設ショッピング編)  
<https://www.mlit.go.jp/common/001417837.pdf>
- ⑤新しい旅のエチケット(旅の飲食編)  
<https://www.mlit.go.jp/common/001429776.pdf>

# 福島県県民割ご利用の際の注意点

ワクチン接種済証明書

PCR検査等の陰性証明書

※原本ではなく、スマートフォン等で撮影した画像や、写し（コピー）の提示でも構いません。



現住所を確認できる身分証明書

1. 公的機関が発行し宿泊者本人の氏名、住所の記載があるもの
2. 公共料金の支払い明細で、宿泊者本人の氏名、住所の記載があるもの
3. 宿泊者本人あての郵便物で、氏名、住所の記載があるもの  
※2,3においては、3か月以内のものとする



## いつ提示が必要ですか？

### 宿泊施設に予約した場合

**チェックインの際、フロントで係員にご提示ください。**

※ご予約の際に、ワクチン接種済証明書か陰性証明書 のどちらを利用されるかお伝えください。

### 旅行会社に予約した場合

**チェックインの際、フロントで係員にご提示ください。**

※ご予約の際は、身分証明書をご提示いただき、ワクチン接種済証明書か陰性証明書 のどちらを利用されるかお伝えください。

### OTA(宿泊予約サイト)で予約した場合

**チェックインの際、フロントで係員にご提示ください。**

### ご注意ください！

上記書類を提示できない場合、本事業をご利用になることができません。  
宿泊後の提示は認められませんのでお気をつけください。

# よくある質問

Q1: 宿泊当日、接種済証明書等を忘れて提示できない場合、どうなりますか？

A1: 当日忘れるなど、接種済証明書等を提示できない場合は、割引を受けられません。また特典クーポンももらえません。後日提示するなどの対応もできません。割引前の料金にてお支払いいただく必要があります。撮影した画像の提示も認められますので、あらかじめスマートフォンなどで写真を保存しておくことをおすすめします。

Q2: 接種済証明書自体が身分証明書になりますか？

A2: 2021年12月までは、県民割プラスでは身分証明書の代わりとして認めていましたが、このワクチン・検査パッケージでは、本人確認の身分証は別途提示が必要です。接種済証明書等は身分証の代わりになりません。本事業を利用する旅行者全員の、本人確認の身分証と、接種済証明書等の2種類の提示が必須です。

Q3: 身分証明書や接種済証明書等の提示は子供も必要ですか？

A3: はい。本事業利用の旅行者全員の、身分証明書と接種済証明書等の提示が必須です。

身分証明書: 現住所の確認できる書類が必要です。

※接種済証明書等とは別に、提示が必要です。

接種済証明書等: 12歳未満のお子様の場合、同居する監護者(親等)が同行する場合は、提示は必要ありません(検査は不要です)。

※ただし、自粛要請の対象となる場合(地域観光事業支援ではレベル2以下での適用となるため、まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動が該当)にあたっては、6歳以上12歳未満は検査が必要になります。

Q4: グループの旅行でひとりが接種済証明書等を提示できない場合はどうなりますか？

A4: 提示できない旅行者については、割引はできず、特典クーポンもお渡しできません。そのほかの提示できる方は、そのまま本事業の利用ができます。

Q5: 修学旅行など学校の行事でも、接種済証明書等は必要ですか？

A5: 学校等の活動に係るツアーや宿泊について(修学旅行など)についてはワクチン接種済証明書等の提示を必須とせず、本事業を利用いただくことが可能です。

※全員の本人確認と住所確認のため、身分証明書の提示は必要です。

(学校長の提出する書面をもって身分証明証とみなすことは可能です。)

※大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動へのワクチン・検査パッケージ制度の適用等について、文部科学省において別に定めます。

学校等とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校をいいます。

# 【見本】新型コロナワクチン接種済証明書とは？

## ＜予防接種済証の場合＞

接種券		予診のみ		新型コロナウイルスワクチン接種済証明書 Certificate of Vaccination	
券種	2 ワクチン接種	1	回目	1回目	
請求先	〇〇県〇〇市	123456		接種年月日	2021年
券番号	1234567890			月 日	
氏名	厚生 太郎			接種場所	
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)		2回目	
券種	2 ワクチン接種	2	回目	接種年月日	2021年
請求先	〇〇県〇〇市	123456		月 日	
券番号	1234567890			接種場所	メーカー/Lot No. (シール貼付)
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)		住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-1
				生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
				〇〇県〇〇市長 日本 一部	

**接種を受ける方へ**

- シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。
- 右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

3回分シールが貼られているか確認。

現住所を確認できる身分証明書により本人のものか確認。

## ＜接種記録書の場合＞

**新型コロナワクチン接種記録書**  
Record of Vaccination for COVID-19

<p><b>1回目</b></p> <p>接種年月日 2021年</p> <p>月 日</p> <p>接種会場</p>	<p><b>2回目</b></p> <p>接種年月日 2021年</p> <p>月 日</p> <p>接種会場</p>
---	---

氏名 : \_\_\_\_\_

住所 : \_\_\_\_\_

生年月日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日


**新型コロナワクチンの接種を受けた医療従事者等の方へ**

- 上記の接種記録書は、2回目の接種でもシールを貼付しますので、2回目の接種にもご持参ください。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)
- 後日、市町村から郵送される接種券は、使用しないでください。
- 2回目の接種時に、「接種券付き予診票」と「接種記録書」をご持参ください。

**新型コロナワクチンに関する相談先**

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき  
⇒ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談  
⇒ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



3回分シールが貼られているか確認。

現住所を確認できる身分証明書により本人のものか確認。

# 【見本】新型コロナワクチン接種済証明書とは？

## ＜接種証明書の場合＞

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19	
姓(旧姓)(別姓) 名(別名) [Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]	
生年月日 [Date of Birth](YYYY-MM-DD)	
国籍・地域 [Nationality/Region]	
旅券番号[Passport Number]	
<u>1回目接種[First Dose]</u>	<u>2回目接種[Second Dose]</u>
ワクチンの種類 [Vaccine Type]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]
メーカー [Manufacturer]	メーカー [Manufacturer]
製品名 [Product Name]	製品名 [Product Name]
製造番号 [Lot Number]	製造番号 [Lot Number]
接種年月日 [Vaccination Date](YYYY-MM-DD)	接種年月日 [Vaccination Date](YYYY-MM-DD)
接種国 [Country of Vaccination]	接種国 [Country of Vaccination]
証明書発行者[Certificate Issuance Authority]	
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	
証明書ID [Certificate Identifier]	証明書発行年月日 [Issue Date](YYYY-MM-DD)

現住所を確認できる  
身分証明書により本人のものか確認。

3回接種しているか確認。

# 【見本】PCR検査等の陰性証明(検査結果通知書)とは？

## ＜検査結果通知書の様式例＞

**検査結果通知書**

・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。  
・ 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。  
・ 新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。

**陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。**

受検者氏名      ○○ ○○ \_\_\_\_\_ (フリガナ ○○ ○○ \_\_\_\_\_)

検体採取日<sup>※1</sup>      2021年○月○日

検査結果      **陰性** ・ 陽性 ・ 判定不能

有効期限<sup>※2</sup>      2021年○月○日

検査方法      **PCR検査等** ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

検体      **唾液** ・ 鼻腔ぬぐい液 ・ 鼻咽喉ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名      ○○ ○○ \_\_\_\_\_

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。  
※2 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

事業所名(又は検査所名)      ○○ ○○ \_\_\_\_\_

検査管理者氏名      ○○ ○○ \_\_\_\_\_

**【陽性の場合】**

\_\_\_\_\_ 医療機関を受診してください。

○○ 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください  
電話番号 ○○ - ×××× - ××××

現住所を確認できる身分証明書により本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。



# 改訂履歴

改訂	発行日	改訂履歴
Ver.1.0	2022年3月25日	初版
Ver.1.1	2022年4月26日	対象者の拡大
Ver.1.2	2022年4月28日	対象者の拡大